



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件 (総務二〇三)
- 第三次多数国間投資基金を設定する協定及び第三次多数国間投資基金の管理のための協定の効力発生に関する件 (外務一四二)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件 (農林水産七八三)

(公 告)

- 諸事項
- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 企業年金基金変更関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効関係
- 会社その他
- 会社決算公告

一 六 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

告 示

○ 総務省告示第二百三十三号

統計法施行規則の一部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第九号) の施行に伴い、並びに統計法施行規則 (平成二十年総務省令第四百四十五号) 第九条第二項、第十四条第一項、第十八条第二項、第二十二條第一項、第二十六條第二項、第三十二條第一項、第三十四條第二項及び第三十八條第一項の規定に基づき、依頼書の様式を定める件を次のように定め、平成三十一年五月一日から施行する。なお、平成二十一年総務省告示第四百五十七号 (委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件) は、平成三十一年四月三十日限り、廃止する。

平成三十一年四月二十三日 総務大臣 石田 真敏

調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件

(調査票情報の提供に係る依頼書の様式)

第一条 統計法施行規則 (以下「規則」という) 第九条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、様式第一号とする。

第二条 規則第十八条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、様式第二号とする。

第三条 規則第二十六條第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、様式第三号とする。

第四条 規則第三十四條第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、様式第四号とする。

第五条 規則第十四條第一項の総務大臣が告示で定める報告書の様式は、様式第五号とする。

第六条 規則第二十二條第一項の総務大臣が告示で定める報告書の様式は、様式第六号とする。

第七条 規則第三十二條第一項の総務大臣が告示で定める利用実績報告書の様式は、様式第七号とする。

(匿名データの提供に係る報告書の様式)

第八条 規則第三十八條第一項の総務大臣が告示で定める報告書の様式は、様式第八号とする。